

様式第1号（第9条関係）

## 公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

平成29年12月15日

一般財団法人足立区観光交流協会  
会長 石川 義夫

### 1 業務概要

(1) 業務名

「千住街の駅」運營業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、業務遂行が良好な場合は2回まで更新可

### 2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

5,180,000円（消費税込み）

(2) 最低制限価格

なし

### 3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

対象業務において、一般財団法人足立区観光交流協会事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）に登載されていること。

当該業務に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は一般財団法人足立区観光交流協会（以下「協会」という。）

に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
経営状況	経営状況が安定しているか	過去2年の財務諸表	25%
危機管理	事故・病人等に対応できるか	応急救命講習受講者割合	25%
業務実績	案内業務に必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績	25%
地域精通度	対象地域の実情に精通しているか	千住地域における過去の業務実績	25%
区内加点		足立区内に事業所がある	+10%

(3) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	得点配分
業務の理解度	お休み処としての「千住街の駅」の役割を理解しているか	15%
運営体制・技術力	業務を遂行するために必要な知識・経験を有する運営スタッフを確保できているか	40%
企画・事業力	来街者増加につながる事業を企画・運営できるか	30%
危機管理体制	人命・応急救急に対する初動体制、悪天候・災害等に対する危機管理体制が整っているか	10%
コスト	コストは妥当か	5%
区内加点	区内に事業所があるか	+5%

4 手続き等

(1) 担当

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
 一般財団法人足立区観光交流協会 総務課 尾股・茂木  
 電話 03-3880-5853(直通)

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間 平成29年12月15日(金)から平成29年12月25日(月)正午まで  
 交付場所 4(1)に同じ。  
 交付方法 協会ホームページからのダウンロード又は協会窓口での直接交付

( 3 ) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日 ( 月 ) 正午まで

提出場所 4 ( 1 ) に同じ。

提出方法 郵送又は窓口に持参すること。

郵送の場合 平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日 ( 月 ) 午後 5 時まで ( 必着 )

持参の場合 平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日 ( 月 ) 正午まで

( 4 ) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 平成 3 0 年 2 月 6 日 ( 火 ) 正午まで

提出場所 4 ( 1 ) に同じ。

提出方法 持参すること。

## 5 その他

( 1 ) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

( 2 ) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

( 3 ) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

( 4 ) 提出された参加表明書は返却しない。

( 5 ) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなし、協会において適切に破棄する。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。

( 6 ) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。

( 7 ) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。

( 8 ) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。併せて、協会の入札等に参加できないことがある。